

犯罪被害者等支援

メニューリスト

(令和8年度版)

田 布 施 町

目 次

田布施町の支援メニュー・対応窓口

1	犯罪被害者等のための総合的対応窓口.....	1
2	犯罪被害者等見舞金	1
3	国民健康保険.....	1
4	国民年金.....	2
5	税 金	2
6	住居・生活	3
7	子育て.....	4
8	教 育	5
9	精神的・身体的被害の回復・防止等.....	6
10	障がい.....	6
11	介護	7
12	その他.....	7

田布施町の支援メニュー・対応窓口

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。 また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている 庁内関係部署や関係機関へ適切につながります。	総務課総務係 TEL 0820-52-5802
--	----------------------------

2 犯罪被害者等見舞金

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
犯罪被害者等見舞金	犯罪行為により重傷病を受けた方又は、亡くなられた方の遺族に支給します。 ・遺族見舞金 30万円 ・重傷病見舞金 10万円 ・性犯罪被害見舞金 10万円または5万円	総務課総務係 TEL 0820-52-5802

3 国民健康保険

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 高額療養費の支給	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	健康保険課保険年金係 TEL 0820-52-5809
(2) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免	第三者行為（交通事故、闘争等）を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予や減免の相談に応じます。	健康保険課保険年金係 TEL 0820-52-5809
(3) 国民健康保険税の減免、納付相談	国民健康保険税の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や徴収猶予などの納付相談に応じます。	健康保険課賦課徴収係 TEL 0820-52-5809

4 国民年金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 遺族基礎年金	国民年金加入中の方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなられた場合において、亡くなられた方に生計を支えられていた配偶者や子どもがいるときに支給します。	健康保険課保険年金係 T E L 0820-52-5809
(2) 障害基礎年金	国民年金加入中にかかった病気や怪我等が原因で一定以上の障がいが残った場合などに一定額を支給します。	健康保険課保険年金係 T E L 0820-52-5809
(3) 国民年金保険料の減免	国民年金保険料の納付が困難となった場合などに、相談に応じます。	健康保険課保険年金係 T E L 0820-52-5809

5 税金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
町税等の減免、納付	失業、疾病等により所得が皆無となったため、生活が困難となった場合などに、減免の相談に応じます。 また、町税等の納付が困難となった場合などに、相談に応じます。	【町県民税・森林環境税の減免】 税務課課税係 T E L 0820-52-5804
		【固定資産税の減免】 税務課資産税係 T E L 0820-52-5804
		【町税等の納付相談】 税務課収納対策室 T E L 0820-52-5804

6 住居・生活

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 住所情報の保護	DVやストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方(以下「支援措置対象者」)について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止(住民基本台帳事務におけるDV等支援措置)し、支援措置対象者の保護を図ります。	町民福祉課 住民係 T E L 0820-52-5811
(2) 町営住宅への入居	犯罪被害により、これまで住んでいた家に住み続けることが困難となった場合などに、町営住宅への入居に関する相談に応じます。	建設課土木管理係 T E L 0820-52-5807
(3) 生活困窮者自立相談	生活困窮者自立相談を実施している山口県東部社会福祉事務所と連携し、制度の活用につなげます。(生活困窮者自立相談の内容: お金、仕事、住宅、生活に関することなど、専門の相談員が相談に応じ、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。)	町民福祉課福祉係 T E L 0820-52-5810 山口県東部社会福祉事務所 (柳井市南町 3-9-3) T E L 0820-22-3777
(4) 生活保護	生活保護事務を所管している山口県東部社会福祉事務所と連携し、制度の活用につなげます。 (生活保護制度の内容: 生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。)	町民福祉課福祉係 T E L 0820-52-5810 山口県東部社会福祉事務所 保護課 (柳井市南町 3-9-3) T E L 0820-22-3777
(5) 商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	契約トラブルや悪質商法による被害などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	柳井地区広域消費生活センター (柳井市役所 3階 商工観光課内) T E L 0820-22-2125(直通)

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(6) 多重債務に関する相談	多重債務やヤミ金融などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	柳井地区広域消費生活センター (柳井市役所3階 商工観光課内) TEL 0820-22-2125(直通)

7 子育て

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 子育ての悩み	子育てに関する相談に応じます。児童虐待に関する相談にも応じます。	こども家庭センター (保健センター内) TEL 0820-53-2525
(2) 子育てに係る負担の軽減 【育児】 児童扶養手当	父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない児童及び父母にかわってその児童を養育している方(養育者)や父または母が重度の障がいの状態にある児童及に対して、その生活の安定を図るために支給します。	町民福祉課児童係 TEL 0820-52-5810
【育児】 特別児童扶養手当	精神または身体に中度以上の障がいをお持ちの20歳未満の児童を監護、養育している父もしくは母(所得が多い方)また父母にかわってその児童を養育している方(養育者)に対して支給します。	町民福祉課児童係 TEL 0820-52-5810
【保育】 ひとり親家庭等の保育料の軽減	ひとり親家庭等の保育料について、所得に応じて軽減します。	町民福祉課児童係 TEL 0820-52-5810
【保育】 一時保育 (一時預かり)	保護者の傷病・入院等により、緊急、一時的に保育が必要となったこども(保育園等に入所していないこども)を保育します。	町民福祉課児童係 TEL 0820-52-5810
【医療】 ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の母又は父及びその児童に対し、医療費の自己負担分について助成をします。 (本人及び同居の扶養義務者の所得制限があります。)	町民福祉課福祉係 TEL 0820-52-5810

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(3) 母子生活支援施設への入所	18歳未満のこどもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。	町民福祉課児童係 T E L 0820-52-5810 こども家庭センター (保健センター内) T E L 0820-53-2525 柳井健康福祉センター T E L 0820-22-3777
(4) 就業の支援	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、自立のための就業支援を総合的に実施します。	町民福祉課児童係 T E L 0820-52-5810 柳井健康福祉センター T E L 0820-22-3777
(5) 母子父子寡婦福祉資金貸付	経済的自立、児童の就学等に必要な資金等、各種資金の貸付を行います。	町民福祉課児童係 T E L 0820-52-5810 柳井健康福祉センター T E L 0820-22-3777
(7) ファミリーサポートセンター	育児のサポートをしてほしい依頼会員と、サポートしたい提供会員が育児の相互援助活動を行う事業です。依頼会員からの依頼に応じて、援助を行ってくれる提供会員を紹介します。	やないファミリー・サポート・センター T E L 0820-23-0668

8 教育

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) いじめ・性被害	いじめ・性被害について、児童生徒や保護者から寄せられる相談に応じます。	学校教育課 T E L 0820-52-5812
(2) 就学援助	経済的理由により、小中学校への就学が困難な児童及び生徒に対して、学用品・給食費などの費用を援助します。	学校教育課 T E L 0820-52-5812
(3) 田布施町奨学金貸付	向学心に富む学生・生徒で、経済的な理由により修学が困難な人に対して、奨学金を貸し付けます。	学校教育課 T E L 0820-52-5812

9 精神的・身体的被害の回復・防止等

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 精神保健福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する本人や家族、関係者等の相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介などを行います。	保健センター T E L 0820-52-4999 町民福祉課福祉係 T E L 0820-52-5810
(2) 自立支援医療の負担軽減	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	町民福祉課福祉係 T E L 0820-52-5810
(3) DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	総務課総務係 T E L 0820-52-5802
(4) 高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。	健康保険課長寿支援係 T E L 0820-52-5809

10 障がい

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 身体の障がい	身体に障がいがある場合、相談に応じ必要な支援を行います	町民福祉課福祉係 T E L 0820-52-5810
(2) 障がい者虐待	障がい者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障がい者虐待の防止の啓発を行います。	町民福祉課福祉係 T E L 0820-52-5810

11 介護

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 介護保険料の減免、納付相談	介護保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や徴収猶予などの納付相談に応じます。	健康保険課賦課徴収係 T E L 0820-52-5809
(2) 介護サービス利用料の減免	介護サービス利用料の自己負担金の支払いが困難となった場合などに、相談に応じます。（交通事故、闘等の第三者行為を除く）	健康保険課長寿支援係 T E L 0820-52-5809

12 その他

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 困りごと相談	毎月第4月曜日に相談所を開設し、人権擁護委員と行政相談員が人権や国、県など行政に対する相談に応じます。	町民福祉課 住民係 T E L 0820-52-5811
(2) 無料法律相談	偶数月の第3水曜日に弁護士による無料法律相談所を開設し、相談に応じます。（予約制）	町民福祉課 住民係 T E L 0820-52-5811